

目標年次  
令和12年度

# 「近江の茶」生産振興指針

～ 人と環境にやさしい持続可能な産地を目指して ～

令和4年（2022年）3月  
滋賀県

# 「近江の茶」生産振興指針目次

第1章 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 「近江の茶」の産地概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第3章 茶生産の振興に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 基本方針1 担い手の経営安定による強い産地づくり

- (1) 茶業振興に向けた戦略策定
- (2) 担い手の育成
- (3) 新規就農者の育成・確保
- (4) 生産基盤の整備
- (5) 自然災害等のリスクへの備えの促進

## 基本方針2 「近江の茶」の新たな需要の創出とブランド力強化

- (1) 新たな消費者ニーズを喚起する茶種の取組促進
- (2) 輸出に向けた体制整備
- (3) オーガニック栽培の取組拡大と有機JAS認証取得促進
- (4) 産地の特徴や地域資源を活用した販路拡大への取組促進
- (5) 「近江の茶」の認知度向上

## 基本方針3 持続可能な茶生産への取組促進

- (1) 環境こだわり農業の取組促進
- (2) GAPへの取組促進
- (3) 地域資源の活用

第4章 振興目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

参考資料

## 1. 策定の趣旨

お茶は、古くから日本人の文化や生活と深く結びつき、「やすらぎ」や「くつろぎ」のある豊かで健康的な生活に寄与してきました。

「近江の茶」の主な産地は甲賀市・日野町・東近江市・高島市で、産地ごとに特色ある茶生産が行われています。

その中でも、甲賀市・日野町は県下90%以上の茶園が立地する主産地で、香気・滋味の高い煎茶・かぶせ茶は県内外の茶商業者から高く評価されています。また、東近江市では、在来品種を維持した昔ながらの茶園風景が首都圏・海外からの来訪者に人気を博し、高島市では生産組合・農協・直売施設が連携して地産地消に取り組まれています。

茶は地域産業を支える基幹農産物であるとともに、中山間地域や小規模な産地においては地形や歴史を活かした産品として地域振興に貢献しています。

近年、食生活の変化や多様化から、急須で淹れるリーフ茶の消費が減少し続けており、荒茶価格も低下傾向にあります。

一方で、世界に目を向けると、抹茶等の需要拡大により、お茶の輸出は増加傾向で推移しています。「近江の茶」においても、有機栽培技術の確立や海外での商談会への参画等により輸出を推進していますが、今後も、国内でのPRおよび販路拡大と併せて、海外需要を取り込む取組を一層進める必要があります。

また、生産面においては、担い手の高齢化がさらに進展することが予測され、機械化やスマート技術の導入等による省力化や、繁忙期の労働力不足への対策が求められています。

新型コロナウイルス感染拡大と緊急事態宣言の発令は、茶の流通および価格に大きな影響を及ぼしました。その一方で、巣ごもり需要やオンライン会議ツールの普及など、新たな消費・販売形態が定着しつつあり、新商品や販路拡大につながる事例も生まれてきました。

先が見通せない状況にありますが、産地の果たすべき役割を今一度確認し、新たな発想のもと、生産者・関係機関が一体となって、海外を含めた多様な消費者ニーズに対応できる産地づくりを進める必要があります。

このような現状を踏まえ、次世代を担う本県茶生産者が自信と誇りをもって「近江の茶」の生産に取り組むことができる、活力ある産地を目指し、国で策定された「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」（令和2年4月）および「滋賀県農業・水産業基本計画」（令和3年10月）に基づき、『近江の茶』生産振興指針を定めます。

## 2. 「近江の茶」の産地概要

滋賀県の茶産出額は9億円(平成30年)、販売用茶園面積は307.9ha(令和元年度)で、昭和50年代の1,330haをピークに減少が続いています。

主な産地は甲賀市と日野町で、県内販売用茶園面積の94.5%を占めています。

甲賀市土山地域や日野町など比較的平坦な地域と、甲賀市信楽地域の山間急傾斜地に大別され、それぞれ特色のある茶生産が行われています。

信楽地域の急傾斜の茶園は機械化が難しいため、生産者の経営規模は小さいものの、昼夜の寒暖差の大きい気象条件を活かした高品質な「せん茶」の生産が行われています。一方、土山、日野などの比較的平坦な地域では、乗用型の茶園管理機・防除機の導入による規模拡大に取り組み、「せん茶」「かぶせ茶」のほか、近年拡大する抹茶需要に対応して「てん茶」の生産が拡大しています。

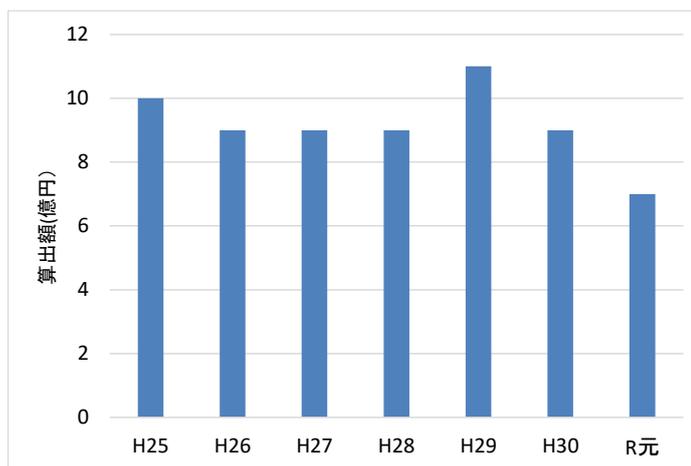
この他、東近江市の政所地域、高島市など、生産量は少ないものの、歴史のある産地が点在しています。



| 市町別販売用茶園面積(R元年) |        |
|-----------------|--------|
|                 | 面積(ha) |
| 甲賀市             | 283.9  |
| 東近江市            | 8.9    |
| 日野町             | 7.2    |
| 高島市             | 2.2    |
| 長浜市             | 4.4    |
| その他             | 1.3    |
| 計               | 307.9  |

滋賀県茶生産実態調査

滋賀県茶産出額



農林水産省「生産農業所得統計」

### 3. 茶生産の振興に関する方針

#### 目指すべき「近江の茶」産地の将来像

- 高品質な「近江の茶」が安定的に生産される産地
- 実需者ニーズに応じた品種やICT技術の導入等により、効率的な茶生産が行われる産地
- 経営感覚に優れた担い手が、オーガニック茶等の特徴ある茶種の生産および輸出に積極的に取り組む、活力ある産地
- 地域の活性化に貢献しつつ、人と環境にやさしい持続可能な茶生産が行われる産地

#### 基本方針1 担い手の経営安定による強い産地づくり

##### (1) 茶業振興に向けた戦略策定

産地の特色および強みを活かした茶生産を促進するため、産地の茶業振興に向けたマスタープランの作成を進めます。

茶園の利用状況や担い手（認定農業者および人・農地プランの中心経営体）への集積状況、将来の園地動向等に関する情報の一元化を図り、担い手への集積を進めます。

##### (2) 担い手の育成

経営規模の拡大を進める法人経営体や認定農業者等の担い手への茶園集積は、令和元年度に80%に達しました。

一方で、個人経営体においては、1戸あたりの経営規模の拡大によって労力負担や荒茶加工施設の処理能力等が限界に近づきつつあることから、ICT技術等の導入等による労働生産性の向上や、早晚生の異なる品種の組み合わせによる収穫・製茶作業の分散を図ります。

人・農地プランの実質化や農地中間管理機構等を活用して、茶園の流動化・集約化および飛び地となる園地等の解消を促進し、さらなる生産効率の向上を図ります。

##### (3) 新規就農者の育成・確保

茶は荒茶加工施設の確保等が障壁となり新規参入が難しいことから、親元就農による経営継承が主体となっていましたが、産地の維持・拡大には、親元就農だけでなく、産地外からの意欲ある新規就農者の確保・育成が必要です。

指導農業士や法人経営体による就農希望者の研修の受け入れや、就農後の技術指導体制の構築を進めます。新規参入者においては、技術習得と併せて茶園集積や茶工場の確保など経営基盤の整備に向けた支援体制を構築し、認定農業者への移行を進めます。

#### **（４）生産基盤の整備**

近年、品種転換を伴う改植が進みつつあるものの、依然として経済樹齢と言われる30～35年を超える茶園が多く存在し、品種は「やぶきた」に偏重しています。新たな消費者ニーズに対応し競争力を高めるため、計画的な改植を進めます。

施設については、荒茶加工施設、防霜ファン等、多くの施設で老朽化が進んでおり、再整備が必要となっています。なかでも荒茶加工施設については、生産者の高齢化が同時に進んでいるため、施設と組織再編を並行して検討し、製茶作業の効率化・低コスト化を進めます。

園地の維持については、担い手の高齢化・リタイヤによる耕作放棄園の拡大が予測されます。人・農地プランの実質化や農地中間管理機構等を活用した農地の円滑な継承を進めるとともに、摘採や製茶作業等の共同化や新たな協業組織の設立など、茶産地の維持に向けた体制整備を進めます。

#### **（５）自然災害等のリスクへの備えの促進**

茶の経営においてリスクとなる、凍霜害、干害などの自然災害や燃油価格の上昇、販売価格の下落などに備え、収入保険制度や燃油価格高騰対策事業（茶セーフティネット構築事業）への加入を進めます。また、産地においては、担い手間で連携を深め、共助体制の構築に向け検討します。

## **基本方針２ 「近江の茶」の新たな需要の創出とブランド力強化**

#### **（１）新たな消費者ニーズを喚起する茶種の取組促進**

お茶は日本の食文化において重要な飲料である一方、嗜好品でもあることから、消費者のニーズは簡便化志向から本格化志向まで多様化しています。

ペットボトル・ティーバッグなど手軽にお茶を楽しむことができる商品や、紅茶・ウーロン茶・香り緑茶などの渋味が少なく香りのある茶種を提案することによってお茶に親しむ裾野を広げます。また、本格化志向の消費者層に対しては、生産者や茶園の特色を付加価値として提供することができるシングル・オリジン商品やオーガニック茶を提案するなど、ターゲットとする消費者層のニーズに対応した商品開発を進めます。

#### **（２）輸出に向けた体制整備**

リーフ茶の国内需要の減少が見込まれるなか、茶の海外需要は堅調に維持され、輸出量は拡大傾向にあります。「近江の茶」においても、海外需要を取り込むため、輸出に向けた生産・販売への展開を図る必要があります。このため、輸出相手国により異なる残留農薬基準に対応する防除体系の確立を進めるとともに、茶商業者・流通業者

と連携して輸出相手国・地域ごとの嗜好性を把握し、求められるロットに対応する流通体制の整備や、てん茶や抹茶をはじめとした海外需要に対応する加工施設の整備を進めます。

### **（３）オーガニック栽培の取組拡大と有機 J A S 認証取得促進**

輸出用茶は相手国によって残留農薬基準が異なるため、輸出先を変更することが難しく、生産と流通にミスマッチが生じる原因となっています。

化学合成農薬・化学肥料を使用しないオーガニック栽培に転換することにより、残留農薬基準に幅広く対応できることから、本県においても取組面積・生産者は拡大傾向にあります。取組年数が浅い生産者が多く、病虫害や雑草防除方法、施肥体系等の生産技術の高度化による収量確保・品質向上が課題となっています。

試験研究等において技術確立を進めるとともに、産地で実証ほ設置などを行うことにより、産地の地形や気象、品種等に応じた生産方法の開発・普及を進めます。

有機 J A S 認証は、輸出においては、EUや北米等の実需者からのニーズが高く、有機認証制度の同等性等の仕組みを活用することにより、輸出相手国においてオーガニック茶と表示して販売することが可能となります。オーガニック栽培に一定期間取り組む生産者に対して有機 J A S 認証取得を促進し、販路拡大および有利販売を図ります。

### **（４）販路拡大への取組促進**

「近江の茶」の多くは茶商業者に卸されますが、生産者が自ら商品開発・販売する取組も拡大しています。産地の特徴や、多様な茶種を活用した6次産業化への取り組みや、農商工連携による新商品開発を進めます。

また、中山間地域においては、地形的、規模的に生産性を改善することは難しいものの、特徴ある茶製品や茶園風景を有する産地があります。歴史史跡や祭、特産物などの地域資源等と連携し、都市圏の消費者を茶産地へ誘客する企画（茶園散歩や製茶体験などのコト消費等）への取組を促進し、販路開拓への展開を図ります。

### **（５）「近江の茶」の認知度向上**

「近江の茶」は、茶商業者からは香気、滋味に優れた高品質茶として評価されていますが、小売段階では他産地のお茶とブレンドされ販売されることが多く、一般消費者の「近江の茶」に対する認知度は低い状況にあります。

県外、特に首都圏でのPRによって認知度向上と消費拡大を図り、「近江の茶」としての販路拡大を進めます。

## **基本方針 3 持続可能な茶生産への取組促進**

### **(1) 環境こだわり農業の取組促進**

環境こだわり農業の取組は、環境への負荷を低減し、持続的な農業生産につながる取組です。令和元年度の茶の環境こだわり農産物栽培面積は 27ha（県下の販売用茶園面積の 9%）で、平成 26 年度以降拡大傾向にあります。試験研究機関において開発した省肥料栽培技術・減農薬技術の普及を進め、茶における環境こだわり農業のより一層の取組拡大を進めます。

### **(2) GAPへの取組促進**

GAP（農業生産工程管理）は、食品安全の確立による消費者等との信頼醸成や農場の管理など農業経営の改善につながり、持続的な農業生産に大きく寄与する取組です。

J A全農しが主催の荒茶共同販売会に出荷するすべての生産者が「近江の茶GAP」に取り組んでいます。さらに最近では、さらなる整備を目指し、4戸が国際水準GAP（AS IAGAP）の認証を取得されました。

担い手の高齢化が進むなか、産地に新規就農者や雇用者を迎え入れるためには、安全で作業しやすい環境の整備が不可欠です。引き続き、作業点検と改善の実践支援を支援するとともに、国際水準GAP認証の取得を促進します。

### **(3) 地域資源**

地域資源とは、地域に存在する特有の経営資源であり、特産品や伝統的製法、自然や歴史遺産などがあげられ、地域活性化の切り札として注目されています。

本県の茶産業も重要な地域資源として存在しており、伝統産業としての維持・発展に向けた取り組みを促進します。

#### 4. 振興目標

|                        | 現況<br>(R元) | 中間年<br>(R7) | 目標年<br>(R12) |
|------------------------|------------|-------------|--------------|
| 担い手を主体とした産地戦略策定        | -          | 2           | 3            |
| 緑茶と異なる香味を持つ茶の生産量(t)    | 1.6        | 4           | 6            |
| オーガニック農業(茶)取組面積(ha)(※) | 11         | 15          | 20           |
| 有機JAS認証取得面積(ha)        | 3          | 4           | 5            |

※環境保全型農業直接支払交付金申請面積および環境こだわり農産物栽培面積のうち有機JAS相当の生産方法が実践されている面積